

意見提出者	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
1. 項目	IT書面一括法（書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律）の適用範囲の拡大
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	IT書面一括法では、契約書面の交付に代えて電子的手段（電子メール、FAX利用、デバイスへの保存など）を利用することを認めたものであるが、適用対象法律が50程度となっており、利用が活性化されていない。例えば公正証書は書面のみが認められており、電子化がなされていないためICT利活用活性化の妨げになっている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律（本法の対象となっていない取引等に関する法律、例：借地借家法）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	公正証書の電子化が認められていない金銭の貸借、土地・建物の賃貸借等の契約や遺言書等についても、真に書面による証明が必要なもの以外の電子化が可能となるようIT書面一括法の適用範囲の見直しを行う。また、IT書面一括法に基づき電子化された書面について、手数料や税制での優遇措置等を講じることで、電子書面の利用の一層の活性化する等の検討を行う。